

○議長（堀江 政武君） 入江議員、不穏当な発言も見受けられますので、発言には気をつけてください。

○議員（3番 入江 有紀君） それで、もうちょっと選ぶなら、ほかにも相談をして、私たち21人の議員は何なんですか。7人以外の議員は。市民から選ばれた議員ですよ、私たちは。それやとに何の相談もないで、自分で勝手に決めて、お願いしますの電話が来てるじゃないですか、候補者になる人から。何ですか、それは。こんな勝手なことをしてから。もう財部市政はやめてくださいよ、もう。

○議長（堀江 政武君） 入江議員、本来の通告した質問に戻ってください。

○議員（3番 入江 有紀君） 新しい市長に期待したいと思いますので、もうこれで一般質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですか。

○議員（3番 入江 有紀君） いいです。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時57分休憩

午前11時14分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

先ほどの入江議員の発言は、不穏当なことで議長が認めますので、発言の取り消しを命じます。
(発言する者あり)

入江議員が発言されたことは事実と反しますので、議長において発言を取り消します。(発言する者あり)

一般質問に入りますので。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 会派つしまの小島徳重でございます。

質問に入る前に、1日未明に発生した、イカ釣り漁船転覆事故でお亡くなりになられた5名の方々に哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

長年、海が生活の場であったベテランの船長さんでも避けることができなかった突然の天候異変であったと思われます。亡くなられた方々の無念さと、残された家族の方々の心痛を思うと言葉がありません。

金比羅丸の乗組員であった小島準市さんは、浅海中学校勤務時代の生徒で、純朴で誠実、人懐っこく、優しい性格でした。働き盛り、漁業後継者として今後の活躍が期待されていただけに残

念でたまりません。

同じような事故が起きないように、事故原因の究明とともに、海上の天気予報の精度の向上、天候急変時の通報連絡システムの確立など、市、県、国が、関係機関が一体となって取り組む必要があると思います。

また、未曾有の集中豪雨水害によって被害を受けられた瀬地区はじめ、多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧と日常生活が戻ることを願うものです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

市長は昨日、今期限りで市長の座を退く旨表明されました。退く旨を表明された市長に質問するのが効果があるのかどうかということも考えました。しかし、任期はあと半年残されてるわけですから、公約として掲げられたことを、あるいは山積する対馬市の諸課題を一つでもきちんとやり遂げられ、せめて、あるいは道筋をつけて退いていただきたいと、そういう思いで質問を上げさせていただきます。

市長はきのう、残りの期間、走り続けるとおっしゃいましたが、当然そうあってほしいものです。2期8年にわたって負託を受けた対馬市民への、それが責務であると考えます。大変災害等でお疲れのようですけれども、元気が出る答弁をお願いいたします。

まず1項目めとして、対馬市立保育所の人材確保と保育の質の向上についてお尋ねします。

各保育所には正規保育士と嘱託保育士を同程度配置するような職員構成になっているようですが、中には正規保育士より嘱託職員が多い保育所が4カ所あります。そして、市内保育所の全保育所に三十数名の臨時保育士が配置をされております。

規模が最も大きい雞知保育所では、正規の保育士6名、うち2名産休中ですから、実働者4名、嘱託保育士が10名、臨時職員が十五、六名勤務しています。これは、月によって若干臨時は数が違うようです。比田勝保育所では、正規の保育士2名に対し、嘱託保育士が3名、臨時職員が6名勤務しています。保育所を円滑に運営し、質の高い保育を確保するためには、正職保育士の割合をもっと高めなければならないと考えます。

6月の議会のときもそのことをお尋ねしたら、運営はきちんと行われているというふうな御答弁をいただきましたが、私の現場でいろいろお聞きする声、あるいは保護者の声等勘案したときに、そういうふうには思えません。

それで、ぜひ正規の保育士の数を増やしていただきたいということで、質問の通告には、28年度採用予定の保育士は何名かということをお尋ねをしておりました。また、今後、29年度以降の採用計画についてもお尋ねをいたします。

2項目め、海洋保護区の設定についてお尋ねします。

対馬市では、平成21年、2009年から、水産資源の持続的利用のため、海洋保護区設定に

向けて、海洋保護区設定推進協議会をはじめ、推進体制を構築し、種々検討がなされ、平成26年7月には海洋保護区科学委員会から報告書が出されています。海洋保護区設定も最終段階に入っているものと考えます。

本年3月定例会一般質問で、作元議員は次のように述べられました。海洋保護区が設定されるのを待ったんじゃ、対馬の漁師は死んでしまいますよ。その前に資源が枯渇してしまう、こう述べられました。私も各地区で同じような声をよく聞きます。これは対馬中の漁師の生の声です。対馬島民の思いであります。海洋保護区設定はいつになるのかをお尋ねします。

また、海洋保護区設定や水産資源管理について、本年度、対馬市として国、あるいは関係機関へどのような働きかけをなされたかについてもお尋ねします。

3項目め、市長選挙、市議会議員選挙における候補者の経歴、政見等の有権者への情報提供のあり方についてお尋ねします。

来年2月ごろには市長選挙、29年の5月ごろには市議会議員選挙が予定されています。有権者の市政への関心を高めるためには、有権者と候補者の距離を縮め、有権者が候補者をよく知り、最善の候補者を選ぶ手だてが必要であると思います。そのためにはケーブルテレビの利用、選挙公報の発行が有効ではないかと考えます。

候補者の経歴、公約、政見等をケーブルテレビで流す、あるいは静止画でも流す、また、紙媒体では国政、県政に倣い選挙公報を発行し、各家庭に配布することが考えられます。

このことについて、平成25年度の6月定例会の一般質問で提言させていただきましたが、選挙管理委員会として検討されたかどうか。今後、導入に向けて検討する考えはないかお尋ねします。技術的な課題等あるかと思いますが、ぜひ具体化していただきたいと考えます。

以上3項目について、明確、簡潔な答弁をお願いします。必要に応じて一問一答で再質問をお願いするかもしれません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（有江 正光君） おはようございます。本日、円城委員長が出席して答弁すべきところでしたが、都合により出席できませんので、書記長の私のほうから答弁させていただきます。

小島議員さんの質問は、昨今の政治離れによる投票率の低下に対する対策についてでございますが、投票率の低下については全国的にも大きな問題となっており、どの自治体でも抜本的な対策は進んでいないことも現状でございます。

このような状況を捉えまして、公職選挙法における制度改正も重ねられ、平成15年の期日前投票制度の導入、平成25年のインターネットによる選挙活動の解禁、さらに本年、選挙権年齢

を18歳以上に引き下げる法案が成立し、来年の夏の参議院議員選挙から適用されます。

これは、若者の政治意識を高める、若者たちの声を政治に反映することなどを目的としており、有権者が全体で240万人増えると推計されておりますが、その一方、公職選挙法を十分に理解し得ないまま、無意識に選挙違反を起こしてしまうという点なども危惧されており、投票を控えた高校生にとりましては、主権者教育が喫緊の課題となっております。

本市におきましても、長崎県選挙管理委員会と連携、協力し、島内3カ所の高等学校における生徒説明会の開催の準備も進めておるところでございます。

まず、有線テレビの活用についてでございます。選挙公約、主張等を有権者に周知するために有線テレビを活用できないかという質問でございます。公職選挙法第150条及び151条の規定により、国政選挙及び都道府県知事選挙に限り、日本放送協会、NHKでございます、及び基幹放送事業者がテレビ及びラジオを使用して政見や経歴を放送することができるものとされております。よって、公職選挙法上、市長及び市議会議員の選挙においては実施することは難しいというふうに判断をいたします。

次に、選挙公報を発行する考えはないかという質問についてでございますが、選挙公報につきましては、公職選挙法第167条の規定に基づき、国政選挙及び都道府県知事選挙において、選挙ごとに1回発行しなければならないとされ、それ以外の都道府県議会議員、市長及び市議会議員選挙については、同法172条の2の規定によりまして、それぞれ各自自治体が条例を定めて発行することができるというふうに規定をされております。つまり、市町村におきましては、まず条例の制定が第1ということで義務づけられているものではございません。

しかしながら、選挙管理委員会といたしましては、この広域で区割りもない本市におきまして、候補者の政見を有権者に広く周知する方法といたしましては、選挙公報は一つの有用な手段であると認識をしておりますが、告示日以降、短期間での印刷、市内全世帯への配布など種々の問題等もございまして、投票日の直前にしか公報が手元に届かないということを勘案いたしますと、投票率アップなどに直接的には大きな期待はできないものではないかというふうに考えます。

また、候補者の選挙後の公約の進みぐあいをチェックするために、投票日以降も選挙公報を選挙管理委員会のホームページ、本市は特別にはまだ設定をしてございませんが、ホームページに掲載する動きも全国で広がり始めております。その点を含めまして、総合的に調査検討すべき事項であると考えております。

質問の終わりのほうに小島議員さんのほうからおっしゃられました、25年の一般質問後、そのあたりについて、選挙管理委員会のほうで検討されたかということで、具体的に検討というか、動きということはしておりません。と申しますと、県下的にも市議会議員選挙の投票率についても、大きな市を除きますと、ほぼ真ん中程度の投票率でございます。

以上、簡単ではございますが、私の答弁とさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2番議員の質問に答えさせていただきます。

1点目、市立保育所の問題がございました。これについて、当然ながら、少子化対策のために、また子供の未来のために、保育士の必要性というものは十分理解をしているところであります。

そのため、本年も4名の正職保育士が退職する予定でありますので、その補充につきましては職員採用を行っていききたいというふうに思っております。

先ほどの御質問で何名かというふうに言及されましたが、現時点においては、ここで、正職保育士が退職は間違いなく4名いらっしゃると思いますが、ほかとの兼ね合い等もございます。今ここで言及することはなかなか難しいところがございますので、お許しをいただければというふうに思っております。

次に、2点目の海洋保護区の問題でございます。これについては、先ほど2番議員がおっしゃられましたように、22年に協議会、保護区設定の推進協議会というものを立ち上げて、研究者による、さらに科学委員会、漁業者による専門委員会など関係者による協議を重ねて、ことしの2月の第9回協議会において、対馬市全体の海洋資源管理計画作成というものを決定いたしました。

御質問の中で、作元議員の以前の発言というのも引用されたように、資源の枯渇のスピードと、この海洋保護区の問題、設定等が時期的な問題、これが全てとは決して申しません。待つかれないんじゃないかというふうな話もあったんじゃないかというふうなお話でございます。確かに漁業者の方の生の声も、8月の初旬にも聞く機会が私もございました。同じような御意見でございます。このことにつきまして、広く市民の方たちに御理解をいただかなくてはいけないこともあろうかというふうに思っております。

今後、これを進めていく、そして、ためには、国が以前から申し上げておりますとおり、国は海洋保護区相当の区域が、日本の周囲には8.3%既に設定されているんだというふうな基本的な考え方で今臨んでおります。残りの1.7%、COP10で掲げられました、領海の10%を海洋保護区に設定をするというふうな、COP10のときの愛知ターゲットにおいて宣言がなされております。この1.7%の進め方について、国はまだ示しておりません。

そうなりますと、私も、国にこれを進めていくという、お願いしていくという話にもならないのかもしれませんが、現時点においては、ならば、独自の条例とかいうものを考えていかないと、海洋保護区というものは進まないのかもしれませんが。

今、国への要望等はどんなされてるのかとおっしゃられたものですから、今の国の状況というのを概略説明をさせていただいたところでございます。大変明治以降の海洋政策といえますか、

そのあたりのことと絡んだ難しいこの問題ではございます。しかし、漁業者の皆さんの今困ってある状況というのは、こちらも重々わかった上で、この問題については進めてまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど申しましたのも一つの手法だというふうにも思いますが、このようなものを設定するにしましても、漁業者皆様の考えが大変重要になろうかというふうにも思っております。どうかそういうことで、今難しい状況に陥っているというふうな答弁に終始をさせていただきますが、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の選挙の周知の方法、候補者の政見等の周知のことは、今答弁があったことにつきまして、まず1点目の有線のことについては、そういういろんな法的なことがあるということもわかりました。ただ、それを何かクリアする方法はないのかというの、また細部のことは、少し後で伺いたいと思います。

ただ、選挙公報については、答弁があったように、これは自治体で条例つくればできるということですよ。ただ、期間的な、選挙期間中が1週間という短い間に可能かなということはありませんけど、それは公示前にいろいろ手だてすれば、公示の時点で印刷にかけたりすれば可能かなと思います。現にやっているところの選挙公報、私、手に今してるんですけどね。これは、福岡の糸島がやってある分ですよ。これは、平成26年の2月2日に実施されたんですけど、こんな形でやってあります。こういうふうに白黒でやってありますから、これは検討すれば可能じゃないかなと思うんです。

これなぜ私、このことを最初の議会でも申し上げたかということ、私、初めて選挙に挑戦したとき、住民、市民の方々から聞いた声が、あなた、どんな人間ですかと、こう聞かれます。何をしたいのかと、こう言われました。議会に出て。そういうことを説明するのに、紙媒体、こういうものがあれば、市民の方々には比較検討しやすいし、よりよい選択ができるんじゃないかなということで申し上げましたので、ぜひ御検討をお願いをして、一応このことはもう御答弁は要りません。

それから、市立保育所の件につきましては、採用の具体的な数はおっしゃらなかったんですけども、採用は必要だということの認識は市長されてるわけですからね。このことについては、ぜひ実態を踏まえた上で、28年度の4月採用だけじゃなくて、もっと長期的に見ても、保育所のあり方ということではぜひ必要なことなんですよ。

一番具体的にしわ寄せがいつてるというのを、この前も雞知保育所のことを取り上げましたけど、ちょっと例示をしてみます。ここにあるのが、雞知保育所の職員配置ですよ。先ほど申しましたように、正職は4人だけですね。2人いるけど産休というか、で休暇中だということですから、嘱託が10名ですよ。1年契約の嘱託職員、保育士が10名。この方々までが免許必要と

いう形で配置されているわけですね。ただ、身分的には大きな違いがありますけどね。それ以外に臨時の職員というのが、これは5月時点ですけども、17名入っておりますよね。これは、子ども未来課からいただいた資料をそのまま私、転記しておりますから、間違いはないと思います。

それで、問題は、正職の職員が4名で、あるいは復帰しても6名ですよね。6名と10名、そして臨時が十数名入らなきゃいけないという職場というのは、これは普通じゃないと思うんですよ。ほかにも正職よりも嘱託や臨時が多い職場、先ほど申しましたように、比田勝保育所もそういうことですね。そういう状態ですね。

市長、先ほども子どもたちのためにということをおっしゃいましたが、市長はどのようなふうにお考えですか。もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の雞知保育所の実態というのは、こちらも報告は上がってきているところでございます。子どもたちの未来のためにもしっかりと取り組んでいきたいという思いは持っておりますし、1つ大きな行政としてキャップをはめられているのは、合併時における職員の総数ということがキャップをはめられております。それらのことで、私どもも大変苦慮しているところでございます。

確かに全てが正職の方になる、近づくほうが最もよいのかもしれませんが、子どもにとっても安心して、さらに落ちついてといいますか、いうふうな形が望まれるのかもしれませんが、そのあたりの合併時の方向性というものにどのように近づけていくかということも行政側の使命としてありますので、そこでの調整を図りつつ、来年の正職退職者4名につきましては、正職を補充することで考えてはおりますが、人数についてはまだ言及できない段階だということで御理解いただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長、正職の必要性わかってあるということですよ。実は私を手元にいただいている資料で、保育所の再配置計画なる文書、対馬市保育所配置計画案というのが、21年の10月に福祉事務所の福祉課から出ております。この資料の中の雞知保育所の項目読んでみますよ。

雞知保育所については、この時点で保育士必要数が14人に対して、正職がこのときも4名でした。そのほかを嘱託の保育士で賄っております。当保育所の保育士の配置については、その児童に対する責任の度合いが4名の方々に集中的に重たくなることから、少なくとも保育士数の半数以上について正職を配置すべきであると、こう記載をしてありますよね。これは、この時点、21年ですか。

それから、今市長言われたように、職員の枠があるからということの中で、ここにしわ寄せが

いっているわけですね。しかし、考えてみてくださいよ。職場で、同じような職場で、幼稚園、これを考えてください。幼稚園の正職と嘱託の数を御存じですかね。これ幼稚園は、私が知ってる限りでは、嘱託確かにいますけど、8人と2人の割合ですよ、幼稚園は。これが普通の職場ですよ。

それから、あなた方が仕事してある行政の職場、ここに、正職は課長クラスだけで、あとは嘱託、そして臨時、それで円滑に動きますか。それは、事務的な処理だけなら、それで動くことがあるかもしれませんが、大事な幼児の命と、そして成長を預かっている職場に、これは総枠という言葉で縛ったらいけないと思うんですよ。

確かに財部市長、きのうも言われましたけど、財政削減という大きなことで一生懸命なられたことは、その中で人の配置を考えるというのはわかるんですけど、市長が言われる子どもは宝という考え方からいけば、4つの保育所がまだ正職が少なく、その2倍、3倍の嘱託、臨時がいるというのは正常な姿じゃないと思うんですよ。

だから、採用試験のあり方についても、1度にたくさん採用はできないと思うんですよ、多分。ことしの応募数も聞きましたら、応募が少ないんですよということを未来課長さんもおっしゃったし、そういうふうに情報聞いていますけどね。

そうすると、今この現場で正職と全く同じ仕事をして頑張っている嘱託の方々、この方々は、6町時代にも採用がなかった世代がありますよね。今の40代とか、30代後半の世代は。だから、その人たちが、20年以上、嘱託で頑張っている人もいますよね。その人たちの中からも、仕事を頑張っていて、現場で貢献してる人たちは、1次試験免除とか、そんな方法でも幾らでも拾う方法があると思うんですよ。そして、特定の保育所にこういうしわ寄せがいかないように、ぜひ職員配置をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 保育所の職員と幼稚園の現場の職員の割合のお話がありました。特に保育所となりますと、定員というのは当然ございますが、その内数の中で変動するということ、そして4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児によつてのまた職員配置基準等が細やかに決まっておる中で、そこを職員が割合が違うというのはいたし方ない部分も理解をいただければと思っております。

ただし、今の5割、総数63名のうち、正職の方が5割を切っているということについては、考えていかななくてはならない問題だと思っておりますし、施設管理上の問題等々も考えていかないといけないと私どもも思っておりますし、現場のほうもそう思っているところはあります。

保育所となった場合、子どもたちを朝移動させることになるわけですが、集落を離れた場合、この点在した集落の対馬の中での保育所をまた統合するというのも大変難しいことが個々にはあ

ります。そうすると、子どもたちに負担をかけると、移動にですね。等々があつて、見直しもしておるところでございます。そのあたりでの、また知恵を出していかないと、この問題は解決しないだろうと。どの割合が正しいのかということも、答えはないのかもしれませんが。どうかしてよりよい方向というものを見つけ出せればというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、入ってくる子どもの数が変動するということをおっしゃいましたね。その1つの例を挙げてみますよ。豊玉南保育所、これ水崎地区にあります。ここは、ゼロ歳児が年度初め3名でスタートしました。そしたら、年度途中でゼロ歳児が7名に増えていきます。7名に増えます。そうすると、ゼロ歳児は、子ども3人に対して職員1人配置しなきゃいけないですね。ところが、そういうふうな変動をした場合に対する採用、これは、こども未来課は採用はできますよと、こういうことだけでも、しかし、保育士さんそのものが見つからないということですね。嘱託なり、臨時なりでも。嘱託をずっと年間通して募集かけてありますよね。1年間、対馬市大体。だけど、募集がされても人が集まらない。

そういう状況というのはなぜかという、これは、保育士さんに対する待遇の面、正職と嘱託の保育士の待遇面ですごい差があるわけです。その実態を少し申し上げたいと思います。

これは、保育士の正職の方と嘱託の方の給与報酬ですね。このこと、1年目は、年間、これ手取りといいますか、見かけ、税引きとか何とかのけてのなんですが、1年目は240万と200万だから、そうないんですよ。10年たったときは340万と270万ですよ。20年たったら490万と320万。嘱託で働いてある方と正職の方、こんな差が出るんですよ。これ私、30年目、40年目をあえて書かなかったんですよ。なぜかという、あまりにも差が大き過ぎる。そして、正職と嘱託では退職金があるなしの全然差がありますね。それから、今度はそれは年金にも将来はね返ってきます。

だから、嘱託で応募かけても、人が入ってこないという現実があるんですよ。だから、これを改善していただかないと、保育士さん、国家資格持った専門職ですよ。その方々の専門職としての処遇を考えてやらないと、この先、退職した人に頼って、去年も4名のうち2人が再雇用されていますけど。この方々ももう身体的には、みんな、悲鳴を上げながら勤めてありますよ、現場に行ってみると。60超えてから、子どもと一緒に跳んだりはねたり、曲がったり、座ったりしてみてくださいよ。そしたら、その御苦労というのはわかるんですから。いつまでもそれに頼ってはいけないんですよ。

それで、私、1度、一般質問でも提言したと思うんですけど、保育士さんというのは主に女性の方が携わる仕事ですよ。この方々をきちんと処遇すれば、島に若い人が定着する大きな一つの要因になるんじゃないですか。そしたら、その方々がまた結婚されて、対馬に嫁いで子どもも

生まれると。

そういう意味でも、もう少し現場の状況をよく把握された上で、声を聞かれた上で、ぜひ財部市長、退任される云々は別にして、行政は続くわけですから、行政を執行するのは執行権者、トップは代わっても行政事務を滞りなく行うのは、これは行政のあり方なんですから、そのことを踏まえた上で要望して、一応このことは区切っておきます。

次に、海洋保護区のことですね。このことについては、私は、作元議員が3月議会のときに質問されたとき、終わったときに、漁師の代表として海で生きてこられた作元議員の一般質問に対して、思わず、終わったら拍手をしましたよね。それは、対馬全島の漁民の声を出されたわけですよ。

しかし、対馬市がこの1年間、どういうふうに関係機関に働きかけましたかといったら、今具体的な数字も上げられましたけども、難しいという言葉が市長の言葉から出てきましたよ。その難しい状況というのは、私もそれなりに、これはいろんな国際的なことあり、国の法的なことあり、理解はしないわけではないんですけども、しかし、そのことを一言で済めたいと思わないと思うんですよ。

市長、このことについて、この海洋保護区のことを打ち上げられてから足かけ7年、丸6年経過しようとしているんですね。そして、予算どれだけ、今までこのことにつき込んでこられましたか。本年度だけでも1,500万でしょう。21年度からの予算見てみましたら、私ざっとこう見ましたら、3,400万のお金をつぎ込んでいますよ。そして、科学委員会の報告書も出ましたよ。なのに、いつ設定しますかという私の質問に対しては、具体的な答えはありませんでした。

私、最初に申しあげましたように、設定時期がいついつという、何月という、何年何月と言えないまでもね、こんな道筋をつけて私退きますよと、それは絶対すべきだと思うんです。いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず、保育士さんの問題を。これにつきましては、先ほども申しましたが、市全体、保育士さんも当然市職員であるわけですが、市全体の職員の方向性というのとのバランスをとりながら、現場のほうからも正職保育士を求める、一定割合までという声も当然上がって、届いております。それらが子どものためになることだというふうに思っておりますので、そういう方向で考えていくということは、きちんと事務方のほうにも伝えていきたいと思っております。

2点目の海洋保護区の問題でございますが、これについては、国のほうが今、さまざまな問題で、この海洋保護区のことについて足踏みをしている状況がございます。私どもの予想ですが、

沖縄のほうの問題等々もこれには絡んでいるというふうにも聞いたりもします。国の動きというのを待っているのは、これは進まないのではないかというふうに思っております。先ほど申しましたように、独自の条例ということを設定しながらやるというのも一つの方法ではあります。

このことが、海洋保護区の話が当初上がってきてる段階、国のほうと電話でずっと話したことがございますが、やる方法、幾つか当時もやりとりしましたけども、最後、市が、もし国がこれを、ある一つの方法を、もう一つの方法を蹴った場合、どのようにするんだというふうなやりとりもしたことがあります。そのときは条例しかないでしょうねというふうな話も返させていただいたこともございます。

そうなりますと、先ほど申しますように、漁民の皆様方の総意というのも当然いただきながら進めていかないといけない問題だというふうに思っておりますし、そのような道筋をきちんと見つけながら、自分の任期は終わっていきたいというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） いろいろ手だてはあるはずなんですよ。私聞いたのは、作元議員の質問に対して、こう市長答えられましたよね。国の科学委員会の報告をもとに、今度は国、県、そして当然ながら漁業者の方たちで海洋保護区の問題をしっかりと足元を固めていながら、国のほうに理解していただき、そして対馬沿岸からの漁業資源が枯渇しない方法を今後も考えていきたいと、こう答えられました。

それから、ヨコワの割り当ての問題についても、収奪的漁法との調整という問題は、島内の組合長会、ひき縄協議会の皆様方と市が一緒になって、この問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っています。私どもがこの漁業権に関してはないわけですけども、言っていくしかないというふうな思いを持ってますと、こう言われたから、私は今年度、国に対してどういふふうな働きかけ、関係者にしましたかと聞いたんです。

それは電話も大事でしょう。けど、東京出張とか、いろんな会議で行かれることがあるはずですよ。その折に、ぜひそういうことについては、自分はこのことを打ち出して6年間やってきたんだという実績があるわけですからね。そして、科学委員会の科学的な裏づけも報告書で出されているわけですから、そのことをぜひやり上げてくださいよ。

今、漁師の人の声を聞かなきゃいけないと言われました。私、漁協とか、漁師の人に話を聞きましたよ。そしたら、管理計画をつくるようになってるらしいが、会議をする予定だということだが、まだ具体的に何も働きかけはありませんというふうに聞いていますよ。漁師の人は待っていますと言ってありますよ。

そして、具体的な事例を挙げると、例えば今、甘鯛ですか、このことについては、既に漁師の人たちがいろんな規制を、自分たちで管理計画つくってやってありますよね。そうすると、島内

島外のそういう人たちもそれに協力してますよね。そうすると、今、底びきなりもそれに対して不法なこととか、それをゴリ押しするようなことはできないという状況、いい例をつくってあるじゃないですか。

ほかにも、既に漁師さん方が管理計画的なものをつくって動いてありますけど、ほかにもどんな例があるか御存じですか。市長が御存じなければ部長でも結構です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 漁協との関係の部分については、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、対馬市のほうでは分科会をつくって、それぞれのイカ釣り協議会とか、ひき縄協議会等とも協議を進めていくということで、現実には、ひき縄協議会のほうが、6月、7月の盛漁期、マグロの成魚、30キロ以上の部分についても自主規制でやっていこうという部分がございます。

ただ、問題は、その中でまき網船との協議が今後も必要だということで、組合長会のほうで、そのあたりについては協議を重ねていると。ただ、全国で37カ統あって、対馬近海には現在4カ統しか来ておりません。ただ、4カ統が規制をしたにしても、ほかのまき網船が入ってくるという部分もありますので、今後も一緒になって協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 私が、漁民団体で自主的にいろんな取り決めをして、自然保護をされてある団体、私が知ってる限り言ってみますよ。対馬海区アラ縄部会というのが平成20年から動いていますよ。ここは既に、対馬の漁民は9月1日から漁するけども、島外の漁師は10月1日からと。そして、島外の船は日没後は禁止。釣りの数も400本に抑えてやると。既にそういうことを取り組んであります。

穴子籠は穴子籠で、自分たちでいろんな取り決めしながら操業してありますよ。ブリ縄はブリ縄一本釣りとおわせて、ブリの漁もやってあります。以前からあるイカ釣り協議会はイカ釣り協議会で、それなりの規制をしながらやってあります。既にそういうような漁民の自主的な団体があるんですからね。

科学委員会からの提言もあってるじゃないですか。まず対馬の中でできることをやって、それから外にも働きかけましょうよ。そうすれば、このアラ縄でもそうですし、あるいは甘鯛でもそうじゃないですか、対馬の漁民の立場が守れるじゃないですか。それをぜひ、1,500万、こしもかけてるんですよ。今までで3,400万の予算かけて、形にならないまま退任されるとするのは、これは漁民に対しても顔向けできませんですよ。ぜひそのことをお願い、肝に銘じて

仕事をやっていただきたいと、そう思っています。

もう一回言います。漁師の人たちは、行政が自分たちと一緒にいろいろな働きかけをしてくれることを待っていますよ。だから、ヨコワ漁にしてもそうじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明をお願いします。

○議員（2番 小島 徳重君） わかりました。ヨコワ漁にしても、市と一緒に、議会も一緒にやってやりましょうよと、作元議員もおっしゃったじゃないですか。そういうものをつくり出すのが行政の、市長の働きだというふうに私は感じています。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

先ほど入江議員の発言取り消しに関してであります。開会前の説明で、開会后説明不足でありましたので、改めて説明をいたします。

入江議員の一般質問中、対馬病院の時間外出入り口へのタクシー停車について、罰金を取られるのでタクシーの乗り入れはできないという旨の発言がございましたが、事実確認をした結果、そのような事実はありませんでした。

よって、地方自治法第129条の規定により、議長の権限によって、この不穏当と認められる発言については取り消しをいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日本日予定の市政一般質問は終わりました。

あすは定刻より、本日に引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後0時07分散会
